

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域若しくは特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第一項において「災害危険区域等」という。）のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第百一十号） (災害危険区域)</p> <p>第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。</p> <p>2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。</p> <hr/> <p>地すべり等防止法（昭和三十二年三月三十一日法律第三十号） (地すべり防止区域の指定)</p> <p>第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。</p> <hr/> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十七号） (急傾斜地崩壊危険区域の指定)</p> <p>第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。</p> <hr/> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号） (土砂災害特別警戒区域)</p> <p>第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。</p> <hr/> <p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号） (浸水被害防止区域の指定等)</p> <p>第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法（昭和三十二年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同法第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（第四条第二項第四号に規定する水深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特定開発行為及び第六十六条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p>	

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)</p>	<p>施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。 2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。</p>	<p>(法第二条第二項の住宅団地の規模) 第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める規模は、法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める移転しようとする住居の数に応じ五戸を下らない範囲内で国土交通省令で定める戸数の住宅を集団的に建設することができる規模とする。</p>	<p>(住宅団地の規模) 第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。 一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数 イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合 五戸 (1) 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域 (2) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (4) 活動火山特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域 (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律五十七号）第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域 (6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域 (7) 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律百二十三号）第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域 ロ イに掲げる場合以外の場合 十戸 二 集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数の半数以上の戸数</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)
<p>(集団移転促進事業計画の策定等)</p> <p>第三条 市町村は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 集団移転促進事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 移転促進区域</p> <p>二 移転促進区域内にある住居の数及び移転しようとする住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」という。）の数及び当該移転者の属する世帯の数</p> <p>三 住宅団地（集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地を含む。以下この項及び第八条において同じ。）の整備又は住宅団地における住宅の整備に関する事項</p> <p>四 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事項</p> <p>五 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備に関する事項</p> <p>六 移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」という。）の買取り及び植林その他農地等の利用に関する事項</p> <p>七 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項</p> <p>八 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項</p> <p>九 移転者の住居の移転に対する補助に関する事項</p> <p>十 集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画</p> <p>3 前項の場合において、同項各号に掲げる事項のうち、第七条第二項の規定により都道府県が実施する事業に係るものがあるときは、その旨を明らかにしなければならない。</p> <p>4 市町村は、第一項後段の協議をしようとするときは、都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。</p> <p>5 国土交通大臣は、集団移転促進事業計画に同意しようとするときは、あらかじめ、</p>	<p>(法第三条第二項第三号の施設)</p> <p>第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>三 病院、診療所又は助産所</p>	<p>(集団移転促進事業計画の協議の申出)</p> <p>第二条 集団移転促進事業計画の協議の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書（別記第一号様式）により行うものとする。</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)</p>	<p>施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>6 第一項、第四項及び前項の規定は、集団移転促進事業計画の変更について準用する。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 市町村は、前項ただし書の軽微な変更については、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(集団移転促進事業計画の変更の協議の申出)</p> <p>第三条 法第三条第六項において準用する同条第一項の規定による集団移転促進事業計画の変更の協議の申出は、集団移転促進事業計画変更協議申出書（別記第二号様式）により行なうものとする。</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第四条 法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第二項に規定する住宅団地(以下「住宅団地」といい、令第二条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。)内の住宅、同条各号に掲げる施設又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣の指定する事項</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出)</p> <p>第五条 法第三条第七項の規定による集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出は、集団移転促進事業計画変更届出書（別記第三号様式）により行なうものとする。</p>	<p>(都道府県の集団移転促進事業計画の策定)</p> <p>第六条 法第六条の規定に基づき都道府県が集団移転促進事業計画を定める場合における別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」とする。</p>
<p>8 第四項前段（第六項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）</p> <p>第二条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p>	
<p>(市町村の配慮)</p> <p>第四条 市町村は、集団移転促進事業計画の策定に当たっては、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければならない。</p> <p>(他の計画との関係)</p> <p>第五条 集団移転促進事業計画は、他の法令の規定に基づく防災又は地域振興に関する計画と調和が保たれるように定められなければならない。</p> <p>(都道府県の集団移転促進事業計画の策定)</p> <p>第六条 都道府県は、市町村から、集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があること又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を確保できないことにより当該市町村が当該集団移転促進事</p>		

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)</p>	<p>施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）中「市町村」とあるのは「都道府県」と、第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「第六条の規定により同条の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。</p> <p>(集団移転促進事業の実施)</p> <p>第七条 集団移転促進事業は、次項に規定する場合を除き、市町村が実施するものとする。</p> <p>2 集団移転促進事業のうち、その事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。</p> <p>(国の補助)</p> <p>第八条 国は、集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、次の各号に掲げる経費について、政令で定めるところにより、それぞれ四分の三を下らない割合によりその一部を補助するものとする。</p> <p>一 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）</p> <p>二 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費</p>	<p>(国の補助)</p> <p>第三条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団移転促進事業に要する法第八条各号に掲げる経費について、それぞれその四分の三を補助するものとする。この場合において、当該経費の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>	<p>(法第八条各号に掲げる経費)</p> <p>第七条 法第八条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法第八条第一号に掲げる経費 適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額</p> <p>二 法第八条第二号に掲げる経費 法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあっては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)
<p>五 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費</p> <p>六 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費</p>	<p>(法第八条第五号の施設の整備)</p> <p>第五条 法第八条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内における共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。</p>	<p>五 法第八条第五号に掲げる経費 同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費</p> <p>六 法第八条第六号に掲げる経費 同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額</p>
<p>(地方債)</p> <p>第九条 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>2 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。</p>	<p>地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）</p> <p>(地方債の制限)</p> <p>第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合</p> <p>二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）</p> <p>三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合</p>	
<p>(援助)</p> <p>第十条 国及び都道府県は、集団移転促進事業計画の策定及び集団移転促進事業の実施のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。</p> <p>2 国、都道府県及び市町村は、移転者に対し、資金の融通のあつせん、職業紹介、職業訓練その他移転者の生活確保に必要な援助を行なうように努めるものとする。</p>		
<p>(国の普通財産の譲与等)</p> <p>第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、集団移転促進事業の円滑な実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、その事業の用に必要な普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p>	<p>(国の普通財産の譲与等)</p> <p>第六条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県において普通財産を次の表の上欄に掲げる施設で当該集団移転促進事業計画に係るものの用に供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県における当該施設の運用が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これらを行うことができない。</p>	

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第四百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第四百三十二号)
	施 設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法
	住宅団地に係る第四条に規定する道路（道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。）	譲与又は無償貸付け
	住宅団地に係る第四条に規定する飲料水供給施設、集会施設、広場及び排水施設（道路に附属して設置される排水路を除く。）	無償貸付け
	住宅団地において法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に賃貸する目的で経営する住宅施設	時価からその七割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け
	住宅団地において移転者が建設する住宅（当該市町村又は都道府県が移転者に譲渡する目的で建設する住宅を含む。）の用地で移転者に貸し付けるもの	時価からその五割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け
<p>（独立行政法人都市再生機構法の特例） 第十二条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（集団移転促進事業に係るものに限る。）を行うことができる。</p> <p>（政令への委任） 第十三条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 この省令は、公布の日から施行する。</p>

